

令和4年「税を考える週間」税金クイズ事例集

問題

(財政一般)

(問1) 令和4年度の国の一般会計予算(当初予算)の額は約108兆円ですが、このうち借金の額(国債発行高)はおよそいくらでしょうか。

- 1 約37兆円(34%) 2 約47兆円(44%) 3 約57兆円(53%)

(問2) 国は毎年、借金を重ねてきている(国債の発行)ため、国の借金の残高(国債発行残高)は年々増えています。令和4年度当初予算ベースで、令和4年度末にはいくらくらいになると見込まれるでしょうか(カッコ内は、国民1人当たりの残高)。

- 1 約926兆円
(740万円) 2 約1,026兆円
(820万円) 3 約1,126兆円
(899万円)

(問3) 令和4年度末には、国債発行残高は、約1,026兆円になると見込まれています。

この額を1万円札で富士山(3,776m)の高さに積み上げると、何個の富士山ができるでしょうか。

- 1 約1,717個 2 約2,717個 3 約3,717個

(問4) 令和4年度の国の一般会計予算(当初予算)の一般歳出の中で、一番金額の大きな費目はなんでしょうか。

- 1 公共事業 2 文教及び科学振興 3 社会保障

(問5) わが国では、人口の少子高齢化が進んでいます。働き手(20~64歳人口)に対する高齢者(65歳以上人口)の比率は、1990年(平成2年)時点で5.1人:1人、2021年(令和3年)時点で1.9人:1人ですが、2050年にはいくらくらいになるでしょうか。

- 1 2.0人:1人 2 1.5人:1人 3 1.3人:1人

(税制一般)

(問6) 国及び地方公共団体の財政を賄う財源の大部分は、国民が負担する税金です。この税金の負担額を国民所得額で割ったものが、租税負担率です。

日本の租税負担率は、令和4年度(当初予算ベース)でいくらくらいでしょうか。

(注) アメリカ 23.9% イギリス 35.5% ドイツ 32.0% フランス 43.1%

- 1 17.8% 2 27.8% 3 37.8%

(注) 欧米諸国は、令和元年(2019年)の数値です。

(問 7) 国民所得に対する租税負担率と社会保障負担率を合わせたものを国民負担率といい、租税負担などが重いか軽いかを判断する目安となります。

令和 4 年度（当初予算ベース）のわが国の国民負担率は、どのくらいでしょうか。

(参考)アメリカ 32.4% イギリス 46.5% ドイツ 54.9% フランス 67.1%

1 36.5% 2 46.5% 3 56.5%

(注) 欧米諸国は、令和元年(2019年)の数値です。

(問 8) 令和 4 年度の国の一般会計予算（当初予算）における租税及び印紙収入の額は、約 65 兆円です。このうち消費税収入（国の消費税 7.8%分）は、いくら見込まれているでしょうか。

1 約 22 兆円 2 約 32 兆円 3 約 42 兆円

(問 9) 令和 4 年度の国の一般会計予算（当初予算）における租税及び印紙収入の額は、約 65 兆円です。このうち、最も収入額の多い税目はどれでしょうか。

1 所得税 2 法人税 3 消費税

(問 10) 税金は大きく分けると、働いて得たお金などから納める直接税と品物やサービスの代金に含まれて負担する間接税に分かれます。

次の税金のうち間接税はどれでしょうか（複数あります）。

1 所得税 2 消費税 3 法人税 4 酒税
5 相続税 6 たばこ税 7 贈与税 8 揮発油税

(消費 税 関 係)

(問 11) 消費税の税率は令和元年 10 月 1 日から 10%に引き上げられましたが、ヨーロッパ主要国の中で付加価値税の税率が最も高い国は何%でしょうか。

1 23% 2 25% 3 27%

(問 12) 国の消費税は、一部は地方に配分されていますが、残りの部分はどのような用途にあてられることとされているでしょうか。

1 用途は決まってない
2 年金・医療・介護・少子化対策
3 国債の償還や利払い

(問 13) 令和 3 年 10 月 1 日現在、国の消費税は 7.8%、地方の消費税は 2.2%ですが、国の消費税のうち一定割合は地方交付税として地方に配分されています。

地方の消費税と地方交付税を合わせると、消費税 10%のうち地方へ配分されるのはどの程度の割合になるでしょうか。

1 27.20% 2 37.20% 3 47.20%

(問 22) たばこには、たばこ税（国・地方たばこ税、たばこ特別税）がかかっています。紙巻たばこ 1 箱（20 本入）には、どのくらいのたばこ税がかかっているでしょうか（消費税は除きます）。

- 1 204.88 円 2 304.88 円 3 404.88 円

(問 23) ガソリンには、揮発油税と地方揮発油税がかかっています。ガソリン 10 当たり、どのくらいの揮発油税等がかかっているでしょうか（消費税は除きます）。

- 1 43.8 円 2 53.8 円 3 63.8 円

(問 24) 契約書などを作成する時、収入印紙を貼って印紙税を納めなければなりません。この印紙税の発祥地は次のどこでしょうか。

- 1 オランダ 2 ポルトガル 3 スペイン

(直接税関係)

(問 25) 夫母子 2 人（妻には収入なし、子のうち 1 人が大学生 20 歳、1 人が高校生 17 歳）の給与所得者の場合、令和 4 年分の給与収入がいくらまでは所得税がかからないでしょうか（課税最低限）。（社会保険料控除を 53.3 万円とした場合）

- 1 約 254.9 万円 2 約 354.9 万円 3 約 454.9 万円

(問 26) 夫母子 2 人の給与所得者で給与収入 700 万円の場合の所得税・住民税を、日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスで比べると、日本はどのような地位にあるでしょうか。

- 1 低い方 2 中ほど 3 高い方

(問 27) わが国の法人所得に対する実効税率（国税・地方税）は、令和元年度で 29.74%です。

これは、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスと比べるとどのような地位にあるでしょうか。

- 1 低い方 2 中ほど 3 高い方

(問 28) 相続税には、ここまでの財産には課税しないという基礎控除額があります。相続人が配偶者と子 2 人の場合の基礎控除額は、いくらでしょうか。

- 1 6,800 万円 2 5,800 万円 3 4,800 万円

令和4年 税金クイズ正解と解説

(答1) 1 約37兆円(34%)

令和4年度の国の当初予算における公債金収入は約37兆円で、一般会計歳出総額約108兆円の34.3%を占めています。

(答2) 2 約1,026兆円(820万円)

令和4年度末の国債発行残高は約1,026兆円で、日本の人口総数(約1億2,519万人(推計))で割りますと、国民1人当たり約820万円となります。

(答3) 2 約2,717個

1万円札で100万円は厚さが1cm、1,000万円が10cmですので、1,026兆円は、10,260,000mとなります。これを富士山の高さ3,776mで割りますと、約2,717個になります。

(答4) 3 社会保障

令和4年度の国の一般会計歳出予算(当初予算)の中で、国債費と地方交付税交付金等を除いた一般歳出の上位3位は、次のようになっています。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 社会保障関係費 | 36兆2,735億円(33.7%) |
| ② 公共事業関係費 | 6兆0,575億円(5.6%) |
| ③ 文教及び科学振興費 | 5兆3,901億円(5.0%) |

(答5) 3 1.3人:1人

日本は世界でも類をみないスピードで人口の高齢化が進んでおり、2050年には20歳~64歳人口に対する65歳以上の人口の比率は1.3人:1人になると推計されています。

(答6) 2 27.8%

令和4年度の当初予算ベースでの日本の租税負担率((国税+地方税)/国民所得)は27.8%で、欧州諸国に比べて低い水準にあります。

(答7) 2 46.5%

令和4年度の当初予算ベースでの日本の国民負担率は46.5%(租税負担率27.8%、社会保障負担率18.7%)で、欧州諸国に比べて低い水準にあります。

(答8) 1 約22兆円

令和4年度の当初予算における消費税の収入額は、21兆5,730億円となっています。この金額は、国の消費税7.8%分の収入額ですから、消費税率1%あたりの税収は約2兆7,700億円ということになります。

(答 9) 3 消費税

令和 4 年度の当初予算では、消費税 21 兆 5,730 億円 (33.1%) と最も多く、次いで所得税 20 兆 3,820 億円 (31.2%)、法人税 13 兆 3,360 億円 (20.4%) の順になっており、消費税収は所得税収、法人税収と並んで国の基幹税となっています。※かっこ内は、租税及び印紙収入に占める各税の割合

(答 10) 2 消費税 4 酒税 6 たばこ税 8 揮発油税

(答 11) 3 27%

ヨーロッパ主要国の中で付加価値税の税率 (標準税率) が一番高いのは、ハンガリーの 27%、次いでデンマーク、スウェーデン、ノルウェー、クロアチアの 25% となっています。

(答 12) 2 年金・医療・介護・少子化対策

社会保障・税一体改革による消費税法の改正により、消費税の税収の金額が年金・医療・介護・少子化対策のための費用に充てることとされています。

(答 13) 2 37.20%

国の消費税 7.8% の税収のうち、1.52% が地方交付税として地方に配分されます。したがって、地方消費税 2.2% 分と合わせて、全体の税収 (10% 分) のうち、37.20% が地方に配分されることとなります。

(注) 地方に配分される 37.20% の内 27.20% は、地方の社会保障の財源となり、地方の一般財源は 10.0% のみです。

(答 14) 3 9割

消費税率 10% のうち、税率引き上げ前の地方消費税の 1% 分を除く 9% 分は、社会保障財源に使われることとされており、その割合は 90.0% です。

(答 15) 2 ノンアルコールビール 4 ミネラルウォーター 5 自動販売機のジュース

(答 16) 1 店舗内で飲食する

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

(答 17) 1 食料品 (5.5%) 4 新聞・雑誌 (2.1%) 5 医薬品 (2.1%)

フランスでは、これらのほか旅客輸送、肥料、宿泊施設の利用、外食サービス (いずれも 10%) などにも軽減税率の対象とされています。

(答 18) 1 キャビア

フランスでは、キャビア・フォアグラ・トリュフを3大珍味といているのですが、キャビアは輸入品なので税率20%、フォアグラとトリュフはフランスの産品ですので、農業・畜産振興のために軽減税率(5.5%)としています。

レストランでの飲食は、イギリス・ドイツなどでは標準税率の対象としていますが、フランスでは軽減税率の対象としています。

(答 19) 3 70円

ビールの酒税の税率は令和2年10月から1ℓ当たり20万円ですから、350mlでは70円になります。ただし、令和5年10月からは350mlでは63.35円に、令和8年10月からは、54.25円になります。

(答 20) 2 46.99円

発泡酒(麦芽使用比率25%未満のもの)の酒税の税率は1ℓ当たり13万4,250円ですから、350mlでは、46.99円になります。ただし、平成29年度税制改正で令和8年10月からは、350mlでは54.25円になります。

(答 21) 3 37.8円

ビール風酒類の酒税の税率は令和2年10月から1ℓ当たり10.8万円ですから、350mlでは、37.8円になります。ただし、令和5年10月からは350mlでは46.99円に、令和8年10月からは、54.25円になります。

(答 22) 2 304.88円

紙巻たばこ20本(1箱)当たりのたばこ税は、令和3年10月に引き上げられ、国分152.44円、地方分152.44円合計304.88円となります。

(答 23) 2 53.8円

ガソリン(揮発油)には、1ℓ当たり揮発油税が4万8,600円、地方揮発油税が5,200円、合計5万3,800円の税金が課されます。したがって、ガソリン1ℓには、53.8円の揮発油税等がかかっていることとなります。

(答 24) 1 オランダ

スペインとの独立戦争で財政が苦しかったため、1624年に年金を懸賞として「財源を調達する方法」を国民から募集して印紙税が導入されました。

(答 25) 2 約 354.9 万円

給与所得者については、給与に対する①給与所得控除、②配偶者控除、扶養控除（③特定扶養親族（年齢 19 歳～22 歳）、④一般扶養親族（16 歳～18 歳））、⑤基礎控除及び⑥社会保険料控除等の控除を適用すると、夫婦子 2 人（子のうち 1 人は大学生、1 人は高校生）の場合の課税最低限は、約 354.9 万円になります。（①114.5+②38+③63+④38+⑤48+⑥53.3=354.8≒354.9）

(答 26) 1 低い方

給与収入 700 万円の場合の所得税等の税額は、日本 39.2 万円、アメリカ 44.9 万円、イギリス 102.3 万円、ドイツ 83.6 万円、フランス 75.2 万円となり、日本は欧州諸国に比べて低い金額となっています。（令和 3 年 1 月現在）

(答 27) 3 高い方

法人課税の実効税率は、日本 29.74%、アメリカ 27.98%、イギリス 19.0%、ドイツ 29.90%、フランス 28.00%となっており、日本の税率は、アメリカ、イギリス、フランスより高い水準にあり、ドイツとは同程度の水準です。

(答 28) 3 4,800 万円

相続税の基礎控除額は、平成 27 年からは、5,000 万円が 3,000 万円に 1,000 万円が 600 万円に引き下げられましたので、相続人が 3 人（配偶者と子 2 人）の場合の基礎控除額は、4,800 万円（3,000 万円+600 万円×3）になります。

(答 29) 2 1/2

配偶者と子が相続人の場合の法定相続分は、子が何人いても配偶者 1/2、子 1/2 とされています。子が 2 人いれば、子 2 人で 1/2 の相続分を分けることとなりますので、子はそれぞれ $1/2 \times 1/2 = 1/4$ の相続分になります。

(答 30) 2 1,091,000 円

ちなみに小学生は一人あたり約 928,000 円を負担しています。

(答 31) 3 19,159 円

全国のごみ処理費用の総額は約 2 兆 4,172 億円です。

(答 32) 3 154,000 円

全国の道路及び堤防などの整備費用の総額は約 19 兆 4,000 億円です。

(答 33) 2 26,000 円

全国での犯罪から守るための費用は、3 兆 3,000 億円です。

(答 34) 1 所得税 4 消費税 7 法人税
地方税はさらに、「都道府県税」と「市町村税」に分けられ、
事業税・ゴルフ場利用税・自動車税は都道府県税で、
固定資産税・入湯税・軽自動車税は市町村税です。

(答 35) 2 消費税 5 酒税 7 たばこ税
所得税・法人税は所得課税、相続税・固定資産税は資産課税等です。